

みんなで支えあう 国民健康保険

医療費が高額になったときは、高額療養費制度が使えます

高額療養費は、医療機関で支払った一部負担金が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた金額を国保で負担する制度です。(ただし、保険適用とならない診療や、入院時の差額ベッド代、食事代等は支給対象となりません)

自己負担限度額は、70歳未満の方と、70歳以上の方(後期高齢者医療制度対象者を除く)で異なり、また世帯の所得区分によっても異なります。

70歳未満の方 同じ方が同じ月に、同じ医療機関に支払った自己負担額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。

所得要件※1	自己負担限度額	
	年3回目まで	年4回目以降※3
901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
210万円以下	57,600円	
住民税非課税※2	35,400円	24,600円

70歳以上の方 同じ月に医療機関に支払った金額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。

所得区分		自己負担限度額			
		外来 [個人単位]		外来+入院 [世帯単位]	
		年3回目まで		年4回目以降※3	
現役並み 所得者※4	課税標準額※6 690万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円	
	課税標準額※6 380万円超	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円	
	課税標準額※6 145万円超	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円	
一般	18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円			
住民税 非課税	Ⅱ※2	8,000円		24,600円	
	Ⅰ※5			15,000円	

- ※1 同一世帯のすべての国民健康保険被保険者の年間基準所得額。
- ※2 同一世帯の世帯主およびすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税の方。
- ※3 過去12か月の間に同じ世帯で3回以上高額療養費の支給を受けたときの自己負担上限額。
- ※4 同一世帯に一定所得(145万円)以上の70歳以上の国民健康保険加入者がいる世帯。
- ※5 同一世帯の世帯主およびすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税で、所得が一定基準に満たない方。
- ※6 課税標準額とは、地方税法上の各種所得控除後の所得。



【同じ世帯で合算して限度額を超えたとき】

1つの世帯で同じ月内に21,000円以上の一部負担金を医療機関等の窓口で2回以上支払い、その合計額が自己負担限度額を超えた場合は、その超えた分を支給します。家族の分だけでなく、同じ人が別の医療機関で支払った場合も合算できます。

限度額適用認定証等の更新受付を行っています

手術や入院等によりひと月の医療費が高額になることが事前に分かっている場合は、医療機関への支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」や自己負担限度額と入院中の食事代が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を対象の方に交付しています。

これらの認定証の有効期限は7月31日となっていますので、8月以降も引き続き必要とされる場合は、事前に送付した申請書を役場住民課保険年金担当まで提出してください。

新たに認定証を必要とされる場合は、被保険者証と印鑑(朱肉を必要とするもの)、個人番号(マイナンバー)がわかる書類、本人確認ができるものをお持ちのうえ、申請してください。

住みよいまちづくりへの提案

あなたのアイデア・メッセージをお待ちしています



アイデア・メッセージをお待ちしています

皆さんからのアイデアやメッセージをいただき、まちづくりに生かし誰もが住みやすいまちにしたいため、皆さんの「声」をお待ちしています。

- 「住みよいまちづくりへの提案」をお寄せいただくための封書を「広報ひの」に掲載します。
- 広報に掲載している封書に限らず、電話・ハガキ・FAX・E-mailなどで受け付けていますので、ご意見をお寄せください。

提案・問い合わせ先

企画振興課 秘書広報担当

☎0748-52-6550 Fax.0748-52-2043

E-mail kouhou@town.shiga-hino.lg.jp

【お願い】

- 提案に対する回答を郵送させていただきますので、氏名・住所（番地まで）を必ずお書きください。名前や番地の掲載がない場合などは、匿名扱いとなり、お返事できませんので、ご了承ください。
- 広報記載の封書以外で提出いただく場合は、タイトルに『住みよいまちづくりへの提案』と記載してください。
- 寄せられた提案は、町長はじめ担当課職員が熟読させていただきます。出来る限り町政に生かせるよう、十分に検討したうえで回答させていただきますので、回答までに時間がかかることがあります。
- 特定の個人や団体を誹謗、中傷するもの等、内容によっては回答できないものがあります。
- お寄せいただいた提案は、「広報ひの」に掲載させていただきます。その際に氏名の掲載はいたしません。
- 担当課ですぐにお答えできるような質問については、電話でお答えする場合があります。

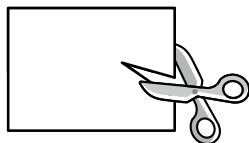
きりとり



ひびきあい「日野のたから」を
未来につなぐ
自治の力で輝くまち

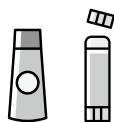
郵送の場合はこの用紙を切り離し、次の通り封書を作ってください。

- ①きりとり線（点線）に沿って切り、中央を山折りにします。



（山折り）

- ②のりしろにのりをつけて貼りあわせ、封書を作ります。



- ③切手を貼らずにそのままポストへ投函してください。



郵便はがき

5 2 9 1 6 9 0



料金受取人払郵便



差出有効期限
令和2年3月
31日まで
（切手を貼らずに
お出しください）

日野町役場

日野町河原一丁目1番地

「住みよいまちづくりへの提案」係行

